

第3回 兵庫県社会福祉審議会小委員会 会議要旨

-
- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和5年12月15日(金) 10:00~12:00 |
| 2 | 場 所 | 兵庫県中央労働センター 1階小ホール |
| 3 | 出席委員 | 別添のとおり |
-

[内 容]

- 1 次長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議題

次期計画の素案について

- ① 地域福祉課地域福祉班長より、資料1をもとに次期計画の素案について説明
- ② 意見交換

座長

まず、第1章、第2章でご意見があればご発言をお願いしたい。

A委員

国では今年から、妊娠期から途切れない支援を推進しており、兵庫県と兵庫県社会福祉協議会でも、望まない妊娠の支援があったかと思うが、地域福祉支援計画に盛り込む必要はないのか。

事務局

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定ということで、P6に法改正の動向のみ記載しているが、現在児童課で新たな計画を策定中のため、地域福祉支援計画では具体的に記載していない。

B委員

刑務所出所者の方や、LGBTQ、若年無業者の方への支援についての文言は、この計画には盛り込まないのか。

事務局

ご指摘の点については、どういった形で盛り込めるか検討させていただきたい。

座長

この9月に、日本学術会議が「コロナ禍で顕在化した危機・リスクと社会保障・社会福祉～誰一人取り残さない制度・支援への変革～」というタイトルで見解をまとめている。その中で、社会的な脆弱性を持った方々を誰一人取り残さない、そのための制度・支援が必要だと言われている。具体的な対象者としてはコロナ禍の影響を受け増加した生活困窮者、在留外国人、子どもと家庭、女性等が挙げられており、従来の制度では支援対象に入らなかった方々を取り上げているという特色がある。この方々は言い換えるとマイノリティ、数の問題だけではなく、社会的な排除を受けてきた方々と捉えてもいいと思う。

そういう意味では、この計画素案では、マイノリティの人たちの存在をどう認知して対応するかという書きぶりが少し弱い。例えば妊娠期からの支援といったことも含め、実は今までも取り組んできたことではあるが、新たに見出された問題として、社会がこれは対応しないといけないという認識を持ち始めたということで、こういうマイノリティの人たちへの気付きと対応に関する言及というのは、先ほどの各委員のご発言を受けて、考える必要があるのではないかと思う。

事務局

前回・前々回で外国人についてご意見をいただいたところについては盛り込んでいるが、このたびいただいたご意見を踏まえ、本文に追記する等、対応を検討したい。

C委員

P 3 0 から P 3 1 にかけて地域の繋がり希薄化ということが書かれているが、新しくできたマンションの入居者が自治会に入らないとか、若い人たちは仕事に出ていて、町内会の活動を始めるのは70代から80代になるという現状がある。

P 3 0 の3つ目「○ 地域社会からの孤立やSOSが出せない」方を見つけるのに、「民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関と緊密な連携を図る」とか、「2（2）住民が主体となった地域づくりの推進」など、住民自治の担い手として自ら地域を作っていく、ということが書かれている。こういう文言も必要だと思うが、県民の方がこの計画を見たときに、住民が連携、協力して自治の担い手にならなければならない、となると、「私一人では何もできないな」という感覚になってしまう。担い手を作ることは大切であるし、民生委員が中心となって地域づくりをすることも必要だと思うが、例えば、「お隣は男性が一人で住んでいて孤立しているかもしれない」というようなことは、担い手でなくても分かる。そんなに難しいことではないというイメージを抱いてもらえるよう、「住民一人ひとりが参加する」というような文言をどこかに入れてほしい。

D委員

- (1) P 8 の6行目、「世代としては50代、60代の団塊ジュニア世代……」の記載に違和感がある。60代は団塊ジュニアではないと思う。
- (2) P 1 5 の「③要支援・要介護認定者の増加」の説明文の最後に「後期高齢化の進展がうかがえる。」とあるが、このグラフからは読み取れないように感じるので、資料が足りないのか、この表現が合っているのか疑問に感じた。
- (3) P 1 6 「⑤日常生活自立支援事業契約数の増加」説明文に「より一層の周知・活用が必要となっている。」とあるが、平成30年頃から大体同じ件数で推移しているように見える。これは物理的な体制整備が追いついていないのか、PRが追いついていないのか。

事務局

- (1) ご指摘のとおり、60代は団塊ジュニア世代には入らないので、修正させていただきます。
- (2) 認定区分別の割合を見ると、中重度者の割合が増加傾向にあるということ踏まえ、「後期高齢化の進展」という書き方をしているが、確かにわかりにくいところがあるので、記載方法を工夫させていただく。
- (3) 日常生活自立支援事業の契約件数については、ご指摘のとおりPR不足だけではなく、体制整備の面もあるということは認識しており、予算の確保等については十分努力していきたい。

E委員

P7から第4期地域福祉支援計画の評価が記載されているが、ぼんやりした評価になっている。数値目標の進捗状況は記されており、1つは達成されているが、実際この方策の中で何をし、何をしなかったのか、何ができて、何ができなかったのか、という内容が盛り込まれていないように感じた。

また、毎年予算がカットされる中、この計画素案に書いてあることが全部できるのかという危惧もあり、どれを重点的に進めるのかという記載もあればよいと感じた。

座長

第3章以降でご意見があればご発言をお願いしたい。

F委員

P58の○3つ目に「避難のための個別支援計画（マイプラン）等の策定を推進する。」と記載されているが、災害対策基本法において市町での策定が努力義務とされているのは個別避難計画かと思うが、敢えて個別支援計画と記載しているのか。

また、市町において個別避難計画の策定が進められているところであるが、呼吸器等を装着している難病の方の避難については、健康福祉事務所の災害マニュアルに沿って行うこととなっている。そのあたりについて、市町で策定する個別避難計画との整合性をお聞かせ願いたい。

事務局

本日は防災部局からの出席者がいないため、持ち帰って確認のうえ回答させていただきます。

座長

個別避難計画等の名称については、同じものを指していても官庁によって呼称が異なることがある。地域福祉の文脈ではこの言葉を使う、ということもあると思うが、その場合も個別の法律や事業に規定された名称をカッコ書きで記載するなど、誤解を生まないよう整理したい。

B委員

P38の下から2つ目の○、ひきこもり対策の箇所について、「広域的、専門

的な後方支援を実施」とあるが、スーパーバイザー、いわゆるひきこもり支援の熟練者の育成や、現場で相談対応されている方に対するアドバイスができるような人材の確保が必要ではないかと感じている。県の方で自治体に対する支援として考えていただきたい。

もう一点、P 6 5 「(4) 学校、企業等の多様な主体の参画の促進」に「学校を核とした地域づくり」について記載されているが、PTAのなり手を確保するため、学校の行事を減らしていこう、整理していこうという動きも聞こえ、「学校を核とした地域づくり」のイメージと離れている印象がある。また、本来自治会が担うべきことを、学校やPTAが協力している面もあり、学校PTAの体制が変わると自治会のあり方も見直さざるを得なくなると思う。そういった見直しの動きは都市部から順番に広がっていくと思うが、上手くいく自治会もあれば、上手くいかない自治会もあると懸念される。そこで、こういった場で何かしらアドバイスをするコーディネーターの配置や、自治会のあり方を見直す際に相談できる環境の整備などの対策を早めに検討してもいいのかなと思う。

座長

地域づくりについては、県のまちづくり施策との整合性を考慮して記載するようお願いしている。PTAを始めとして、制度疲労とでもいうべき事態が起こっており、実際にPTAをなくして、それに代わる協議会を作っているような学校も県内にある。旧態依然たるものを何とか維持して担い手を確保するよりも、廃止することを選ぶ保護者の方もいて、なかなか難しい。PTA以外にも、地域の伝統的な組織、例えば子ども会、老人会、婦人会などをどこまで維持するかという問題があちこちで起こっている。自治会も組織率、加入率が下がってきている。これらを何とかして維持するのか、廃止して違うものを作っていくのか。B委員がおっしゃったコーディネーターのような人が、職業として成り立つのだろうかという思いもある。

G委員

P 3 0 「2 (1) 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化」にて、いくつか課題が挙げられているが、ひきこもりと合わせて不登校についても記載した方がよいと思う。先日、ボランティア活動をしている学生が、子ども食堂という正式なものではないが、地域の方が自宅を開放して、子どもたちがそこに集まるという活動をしているところがあり、時間があるときに一緒に来てほしいとのことだったので、夕食の時間に訪ねたことがあった。そこには3人の中高生が集まっており、話を聞いていると、うち2人は不登校気味ということで、生活や進学面で課題を抱えていた。もう1人も家庭の事情が複雑で家にいられず、一時保護所を転々としているということだった。その場は学生のコミュニティが形成されていて、憩いの場にはなっているが、そういった課題を抱えた子たちの今後を考えたとき、どこに繋いだらよいかという問題がある。

P30の3つ目の○に「適切な支援につなげることが必要である」とあり、それはその通りだが、実際、課題に気づいたときにどこに繋いだらいいのかという、実は八方塞がり、気づいた人ができることを精一杯やる、という状況になってしまうことも多い。今はそれでもいいかもしれないが、子どもが成長して進級、進学するときはどうしたらいいのかという問題がある。一時保護所を転々としているという話にしても、支援者からすれば児童相談所に繋いで保護してもらってひと安心だが、実際には子どもは救われていないということもある。

P34「1(1)分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備」で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」とあり、これは確かに重層的支援体制整備事業の3つの柱であるし、その下の「一人ひとりの活躍を応援し、多種多様な社会参加の場を作り、参加ニーズに応じた支援に取り組む」というのも、やらなければならないことである。ただ、重層的支援体制整備事業を実施している自治体にしても、事業を始めてから何か変わったかという、そんなに変わっていない。前述のようなケースで、相談支援包括化推進員など、誰かに繋いで次の動きがあればよいが、それぞれが忙しく、事業実施の形だけ作ったがどう運用したらいいかわからないということもあり、実際にはなかなか難しい。

そこで提案だが、例えば県でアドバイザーチームのようなものを作ってキャラバンのような形で各地を回り、「適切な支援につなぐ」というのをキーワードにして、地域で課題に気づいた人が適切な支援につなげられるのか、仮にそうなったときに適切な対応ができるのかという中身のところをサポートするというのはどうか。市町任せになると、それぞれ努力はされているが、地域で起こっていることになかなか気づけないし、気づいたところでお手上げ状態ということもある。県として積極的に研修をすることも大切だが、個別の事例、課題に対して、例えば松原先生が率先して出向いて行って話をしたら説得力がある。県社協等とも連携して各地を回って、事例を通じて一緒に良い仕組みを作りましょうという姿勢が必要かと思う。

H委員

P8の表「第4期計画における推進方策の進捗状況等」において、地域福祉を推進する人材育成ということで、民生委員・児童委員の充足率が挙げられており、現状が93.3%で目標値が98.2%と5%アップの目標値が出ている。一方、P61に第5期計画としての数値目標が記載されており、2023年度の93.3%から2028年に94.3%と、5年間で1%しか上昇しない目標値になっている。間に2回の改選をはさんで1%しか改善しないというのは、県としてどういう考え方で定められたのか。これは私見だが、民生委員を自治会主体で選ぶという方法が問題になっており、これが一番担い手不足に繋がっている。1人の民生委員が2つ3つの自治会を1人で見なくてはならないので、1期ごと

に自治会を変わっていくという申し合わせがあり、3年で辞める人が多い。そういった状況のため、充足率は今後も減っていく可能性があると思っている。数値目標をはっきり掲げていただくのはいいが、県としてどういう考え方で1%の上昇という目標を定められたのか確認したい。

P30の1つ目の○で「8050問題、親なきあとの問題、育児と介護のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待、高齢障害者への対応など複数の課題が重なり合い……」とあるが、現在、ひきこもりや不登校の背景には発達障害との関係があると言われており、私どもの協議会でもそういった可能性を探る研修会の開催を予定している。

事務局

民生委員の充足率について、第4期計画の目標値が98.2%であったにも関わらず、今回定める2028年度の目標値は94.3%となっているのはなぜかという趣旨だと思う。前回の目標値については、前回の計画改定時の直近の充足率が97.2%であり、そこから5年間で1%アップということで98.2%という設定にしていた。年々充足率が低下する中での目標設定となるため、前回の目標値と比べるとどうしても低くなるが、充足率の低下に歯止めをかけ、増加に転じるよう、前回と同様に直近の実績から1%アップという形で目標設定を行ってはどうかと考えている。もちろん1%という数字にとらわれず、出来るところまで伸ばしていきたいと考えている。

E委員

現在、県から委託を受け、ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口を設置している中で、P42にヤングケアラーのいる世帯全員分のお弁当を自宅に届ける旨の記載がある。本事業の目的としては、ヤングケアラーの家事への負担を軽減することで、自分のための時間を少しでも確保できるようにすることであり、その旨を記載した方が良い。

本事業をきっかけに、家族の状況把握や、家族が支援者を受け入れることに繋がるため、その辺りの記載も必要ではないか。

相談窓口を開所した当初は、1日全く相談がない日もあったが、配食支援モデル事業を実施したことにより相談件数が増加している。

誇るべき事業であるため、より詳細に記載していただきたい。

座長

皆さんからご意見を伺った上で、改めて本計画がどういう性質であるのか、何を記載すべき計画なのかが、P1「計画の位置付け」に記載されている。

計画というと、政策、事業或いは具体的な施策の数値化や目標値を記載し、場合によっては指針やガイドラインといった位置づけもある。そういった意味で、本計画の法的位置づけがどういったものであるのかを改めて確認したい。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関

し、共通して取り組むべき事項

については、皆様からも前回よりご意見及びご指摘をいただいている。

(2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

については、本計画が市町村の地域福祉を推進するためのガイドラインとしての記載があるかどうか。

(3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

については、マンパワーの確保それから専門性の向上、更には本計画への記載内容として、市民や住民もマンパワーに含んで言及されている。

(4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

とあるが、この辺りが十分に記載されているかどうか。

例えば、福祉サービスの適切な利用の推進ということで、広報や情報、場合によっては利用者との双方向のコミュニケーション。

事業の健全な発達のための基盤整備とは、例えば、社会福祉協議会が地域福祉の中核組織として社会福祉法では位置づけられている。その中で、市町村協と市町村との関係等も基盤整備の内容に該当するのではないか。

(5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

これについては、県が市町村に対してどのような支援が出来るのかであり、本日もいくつかご指摘いただいた。

こういった趣旨に沿って、抜けている点や記載することが望ましい点に対するご指摘をいただき、調整を加えることで完成に近づいていく。

I 委員

これまで言わせていただいた様々な意見に対し、それぞれ計画に反映させていただき感謝している。

地域福祉の課題は幅広であり、様々な課題を本計画に溶け込ませるのは非常に大変であると思う。先程から色々なご意見がある中で、どこまでを地域福祉支援計画に記載するのは悩ましいところ。

P 5 6 「認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築」について、県社会福祉協議会として県から委託を受け、「ひょうご若年性認知症支援センター」による支援を行っており、それらについては一つ目の○が該当部分になると理解しているが、明確に記載してもらうことで相談先が見えてくるため、施設名の記載をお願いしたい。

それから、P 6 4 「県職員の社会参画サポート制度」が今年の9月から運用されている、とのことであるが、文章を読んでいて、県職員が地域活動に参加するにあたり、県が制度としてどのような支援を行うのかがよく見えない。休暇制度が出来たのか、勤務時間を柔軟に活用することが出来るのか、と

いった部分が現状では分かりづらい。県施策として例示するのであれば、もう少し具体的に記載した方が良い。

J 委員

社協と行政との関わりをより明確に記載してもらいたい。行政にも財政的な課題等があるとは思いますが、福祉はそういう問題ではないと思う一面もある。

そういった文言を計画に記載することが必要ではないか。

座長

現在、P 6 9 「(2) 社会福祉協議会との連携・協働」という記載があるが、社会福祉協議会との連携は大事なので、もう少し手厚く記載してはどうか、というご意見である。

K 委員

全体的に専門用語がかなり多い中で、よりわかりやすくする工夫が必要ではないか。

L 委員

介護保険におけるサービス事業所では、令和6年4月より業務継続計画の策定が義務化されている。令和3年には指針が発出され、この3年間で、各事業所が体制整備や計画の運用に向けての準備を進めている。

その中で、P 5 7 「(10) 災害時に備えた平時からの対応」の1つ目及び2つ目の○に実施主体として記載のある事業者が、介護保険サービス事業者としても該当すると考えている。

発災時に、地域や市町と連携・協力して活動が行えるよう、地域包括支援センター等のサービス事業所も力をつけていく必要があり、計画の策定や定期的な見直し、そして訓練の実施も義務化されている。計画は各事業所が作成することとなっているが、訓練については自らの事業所だけでなく、近隣の福祉施設等と連携するという話もある。

今後5年間では、南海トラフ地震が発生することも危惧されているので、発災時の対応等については、サービス事業所等という文言を入れていただきたい。

M 委員

P 7 「(1) 市町地域福祉計画の策定状況」について、計画未策定の4市町はどのような理由で策定出来ていないのか。強く働きかけを行う必要がある、という文言で終わっているが、本来これらの4市町が計画を策定することで県がリーダーシップをとっていけるのではないか。

本日も相談体制の整備等の様々な意見が出ているが、未だ策定が出来ていない町についてはどのような考え方か。

事務局

現在未策定なのは全て町である。未策定の原因として、策定するためのノウハウやマンパワーを含め、体制が整備出来ていない。

対策としては、県から町へ職員が直接出向き、寄り添いながらの策定支援を

行う。

P 7 1 「(1) 計画策定の支援」内に、町の実情に応じた伴走型の策定支援という形で記載をしており、未策定の4町が第5期計画期間内に策定できるよう、支援していきたいと考えている。

座長

未策定の4町については、長年の懸案となっている。計画を策定するための人材不足や、介護保険のように計画に反映しないといけないものでもない。

また、地域福祉計画が策定されていないことに対して、住民や議会等からも声があがってこないこともあり、腰が重い状態。しかし、このような現状は決して望ましい状態ではない中で、県と県社会福祉協議会が協力し、4町に対して本格的に伴走型での支援を実施しようとしている。

町としても、現在使用している総合計画を見直し、修正することで計画の策定に繋がることもあり、実行可能性は高いと考えている。

N委員

P 1 に晩婚化という記載があり、結婚時期の遅れによって子育てをしながら介護をしないとイケない状況に陥っている人が多くいると考えられる。

それらを原因として少子高齢化が進んでいる、という現状もあると考えられるため、晩婚化、未婚化の影響がどのように出ているかについて、P 1 に記載してほしい。

座長

P 1 については本計画の策定趣旨を記載する部分であり、おっしゃっている内容について記載するのはどうかと思う。

O委員

第4期計画と比較すると、体系的によくまとまっており、幅広くカバーされている。委員会での議論を踏まえたものとなっている、という印象がある。

第3章の推進方策では、○で具体的な方策を記載しているが、方策一つひとつの具体性に差がある。具体的にこういう制度の下、市町にこういった施策を推進していく、といった記載もあれば、方策というよりは目標に近い記載がされているところもある。

またP 4 7で、県民意識調査（兵庫のゆたかさ指標）における数値が目標となっているが、意識調査の主観的な回答を政策の目標値にはしない方が良いのではないか。意識調査はかなり数値がブレると同時に、それらが実態を表しているかどうかはまた別の話である。何らかの人員の充足率や団体数を目標とすることには意味があるが、意識調査の数値を目標とするのはどうかと思う。

またP 7 1には、市町の地域福祉計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するためのチェックリストを作成する旨の記載がある。チェックリストによって市町による計画の進行管理や評価の実施を支援する等、市町が地域福祉計画を推進するための新たな支援策として作成するとのことで

あるが、評価項目を細かくしてしまうと、評価すること自体が目的となってしまうこともある。市町によって状況は様々だと思うので、使いやすいチェックリストを作成していただきたい。

座長

県の文書は○で項目を列記することが多く、それによってメリハリがなくなってきたり、具体的な施策なのか、こういう施策があったら良いという希望なのかというあたりがどうしても曖昧になるところは否めない。

また、会議の場に出た意見を反映させることが大事であるという考えの中で、どうしてもそうした傾向は強くなる。

目標値については、実際、意識調査や満足度でしか市民の意識や行動がどのように変容したかを確認する尺度がない中で、何らかの数値を示さなければならぬという難しさがある。

チェックリストについては、各々の計画で目標があるため、地域福祉を推進するために何をチェックすべきかを市町に示し、その結果を市町が判断する際のベースとなるようなものとするのがよいのではないか。

あまりに細かいチェックリストを作成してしまうと、各部局で行っている業務と同じ内容となってしまうため、地域福祉という視点でどのようなチェックをするべきか。言い換えると、県下の市町は地域福祉に関して最低限これだけ準備出来ているか、という問いかけやセルフチェックが出来るようなフレームを提示し、それぞれの市町がどの部分が不足しているのか、どこを努力目標としなければならないのか、の尺度として役立つものが出来れば良い。

③ 地域福祉課長より、今後のスケジュールについて説明